取手市告示第２８５号

取手市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月２９日

取手市長　　中　村　　修

取手市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，地震発生時における火災の発生を防止するための感震ブレーカーの普及促進を図ることを目的として，予算の範囲内において取手市感震ブレーカー設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し，取手市補助金等交付規則（昭和４３年規則第２３号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において感震ブレーカーとは，地震時に一定以上の揺れを感知したときに自動的に電力の供給を遮断することで，通電時の電気火災を防止する器具であって，次に掲げるものをいう。

（１）分電盤タイプ　分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し，ブレーカーを作動させて電力供給を遮断するものであって，一般社団法人日本配線システム工業会において定める「感震機能付住宅用分電盤　ＪＷＤＳ０００７付２」の規格に適合する構造及び機能を有するもの。

（２）コンセントタイプ　コンセント又はコンセントに接続した器具に内蔵されたセンサーが地震の揺れを感知し，当該コンセントからの電力供給を遮断するものであって，一般財団法人日本消防設備安全センターによる感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づく推奨を有するもの。

（３）簡易タイプ　地震の揺れによる重りの落下などにより，ブレーカーを作動させて電力供給を遮断するものであって，一般財団法人日本消防設備安全センターに

よる感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づく推奨を有するもの。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，市内に住所を有し，かつ居住している者であって，次に掲げる要件の全てを満たす世帯の世帯主とする。

（１）市税を滞納していないこと。

（２）自己が所有し，居住する住宅であること。

（３）既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものを除く。以下同じ。）に感震ブレーカーを設置する場合にあっては，市内に所在する店舗又は事業所において購入し，設置を行うこと。

（４）取手市暴力団排除条例（平成２４年条例第２号）第２条第２号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がいないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は，補助対象経費の２分の１の額とし，５万円を上限とする。この場合において，当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

２　補助金は，補助対象者１人につき同一年度内において１回に限り交付するものとする。

（補助金の交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，取手市感震ブレーカー設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添えて，当該年度の２月末までに市長に提出しなければならない。

（１）補助対象経費の金額が分かる領収書の写し等，代金を支払ったことを証する書類

（２）購入した感震ブレーカーの製品名又は品番等が確認できる書類

（３）感震ブレーカー設置後の現況写真

（４）振込先口座を確認できる書類の写し

（５）その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず，申請者は書面による申請書の提出に代えて，市長が指定する電子申請（市の機関の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）の方法により申請書を提出することができる。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は，前条第１項の規定による申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，取手市感震ブレーカー設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により，当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は，補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

（３）感震ブレーカーをこの事業の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，転貸し，売買し，又は担保に供したとき。

２　市長は，前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは，取手市感震ブレーカー設置費補助金交付決定取消通知書（様式第３号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は，前条第１項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において，当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは，期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，令和８年１１月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

取手市長　　殿

住　　所
申請者　　氏　　名
電話番号

取手市感震ブレーカー設置費補助金交付申請書兼請求書

取手市感震ブレーカー設置費補助金の交付を受けたいので，取手市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱第６条第１項の規定により，関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお，申請にあたり，私の住民登録及び市税の納付状況について市が確認することに同意します。

記

<table>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="6">取手市</td></tr>
<tr><td>機器の種類</td><td colspan="6">※該当する□に✓を付けてください。
□分電盤タイプ　　台　　□コンセントタイプ　　台
□簡易タイプ　　台</td></tr>
<tr><td>設置完了日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>確認事項</td><td colspan="6">※該当する□に✓を付けてください。
□　自己が所有する住宅である。
□　暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係でない。
□　既存住宅への設置の場合，市内の事業者で購入・設置している。</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="6">円（税込）</td></tr>
<tr><td>補助金交付
申請額</td><td colspan="6">※補助対象経費×１/２（１，０００円未満切捨て）
円（上限額　５０，０００円）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">振込先</td><td>金融機関名</td><td colspan="2"></td><td>支店名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>預金種別</td><td colspan="2">普通　・　当座</td><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（添付書類）

１　代金を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）
２　購入した感震ブレーカーの製品名又は品番等が確認できる書類
３　感震ブレーカー設置後の現況写真
４　振込先口座番号を確認できる書類の写し

職員確認欄	該当	非該当
・住民記録確認	□	□
・市税滞納確認	□	□
・領収書等の添付	□	□
補助対象経費＿＿＿＿＿＿円×１／２＝補助金額＿＿＿＿，０００円		
・規格適合又は推奨製品に該当	□	□
・現況写真の添付	□	□
・口座確認書類の添付	□	□
・市内事業者に該当	□	□
・新築に該当	□	□

様式第２号（第７条関係）

発第　　号
年　　月　　日

様

取手市長

取手市感震ブレーカー設置費補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった取手市感震ブレーカー設置費補助金については，取手市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱第７条の規定により，下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

１．交付

補助金交付決定額　　金　　円

２．不交付

（不交付の理由）

様式第３号（第８条関係）

発第　　号

年　　月　　日

様

取手市長

取手市感震ブレーカー設置費補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　発第　　号で交付決定した取手市感震ブレーカー設置費補助金について，下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので，取手市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

なお，既に補助金が交付されている場合は，下記の返還期限内に返還してください。

１　補助金交付決定額　　円

２　補助金交付済額　　円

３　取消決定理由

４　補助金返還額　　円

５　返還期限　　年　　月　　日